

資料 2 : 長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会 開催要領

(開催)

第1 広域連合長は、ごみ処理広域化基本計画に基づき、長野広域連合が整備するごみ焼却施設及び最終処分場（以下「ごみ処理施設」と総称する。）の整備に関し、必要な検討を行うため、学識経験のある者の参集を求め、長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する技術的又は専門的事項について検討する。

- (1) ごみ処理施設の技術動向に関すること
- (2) ごみ処理施設の整備及び管理運営に関すること
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、ごみ処理施設の整備に関し、専門的知見を有する者のうちから広域連合長が選任する。

(任期)

第4 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、第2に規定する事項を検討するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年10月6日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。